

UCDAアワード 2024 において 「特別賞」「総合賞（ブロンズ）」の2賞を同時受賞

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：毛利 信二）は、このたび、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が主催する「UCDAアワード 2024」において、「特別賞」及び「総合賞（ブロンズ）」を同時に受賞しました。

60歳以上の方のための住宅ローン【リ・バース60】総合案内パンフレットについて、情報量、レイアウトなどが、高齢者に配慮した見やすいデザインであるとして高く評価され、印刷物カテゴリ パンフレット部門において「特別賞」を受賞しました。高齢のお客さまにも見やすくわかりやすいパンフレットを作成するため、お客さまの声などをヒントに多くの工夫を凝らしています。

また、年間を通じた「企業の情報品質」が評価される総合賞では、機構自身の1年間のユニバーサルコミュニケーションデザイン活動が評価され、「総合賞（ブロンズ）」を受賞しました。

今後もお客さまのニーズにお応えする商品・サービスを提供するとともに、お客さまにとってわかりやすい情報の提供に努めてまいります。



※授賞式の様子

左：UCDA 在間稔允 理事長

右：住宅金融支援機構 浪波 哲史 副理事長



※授賞式の様子

リ・バース60推進グループ

一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）

産業・学術・生活者の重層的な議論によって「わかりやすさ」の基準を策定し、情報コミュニケーションが生活者にとって「見やすく、わかりやすく、伝わりやすい」デザインになっているかを評価・認証する国内唯一の第三者機関

UCDA アワード

企業・団体・行政が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の「集合知」により開発した基準を使用して「第三者」が客観的に評価し、各カテゴリにおいて優れたコミュニケーションデザインを表彰するもので、年に1回開催されるアワード



本リリースに関するお問い合わせ先

住宅金融支援機構 経営企画部広報グループ 西村/熊谷/中田/甲斐/長谷川 TEL 03-5800-8019

住宅金融支援機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

【リ・バース60】総合案内パンフレット



【リ・バース60】ホームページで公開しています。
https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/index.html

<お客さまの声をヒントに工夫したこと>

■ 担保評価額について解説するマンガ



※試算条件 担保評価額の50%を融資額の上限とした場合、変動金利年3.0%
 変動金利の場合は、金利が見直されると毎月の返済額(支払額)が変わります。

ポイント① イメージ図の活用

「担保評価額」といった聞きなれない用語は、マンガやイメージ図を活用してわかりやすく説明しています。

ポイント② コラムの活用

お客さまからの「よくある質問」については、商品の仕組みの説明と関連付けて、コラムで解説しています。

■ 相続人となる予定の者を記入するシート

9 法定相続人の把握と注意事項の共有
 ご契約者さまが亡くなった後は、相続人が今後の返済の意向を決めています。お申込前に法定相続人を確認するとともに、ぜひ確認をお願いします。

記入しよう①

第2順位
 父 母

第3順位
 兄弟姉妹 兄弟姉妹 本人 配偶者

第1順位
 子 子

■ 法定相続人となる予定の方がわかったら、次の注意事項を共有しましょう。

- お申込前に、金融機関から法定相続人に対してカウンセリングをする場合があります。
- お申込時に緊急連絡先などを金融機関に登録すること。
- 金融機関は年に1回以上、ご契約者さまの安否確認をして、状況について確認すること。
- ご契約者さまが亡くなった後に手続きがあること。詳しくは24ページへ。

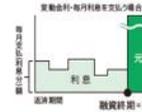
22

■ 「さらに詳しく！」コラム

【リ・バース60】の仕組みを知りましょう

5 元金の返済方法

お客さまが亡くなったときの元金の返済方法は、相続人の方のご自宅に対する意向^{※1}に応じて、次のいずれかを選択していただけます。



①ご自宅を返済する場合

相続人が、自己資金などで一括返済
 (相続人がご自宅を引き継ぐことができます)

②ご自宅を返済しない場合

担保物件を売却した代金で返済
 (相続人はご自宅を引き継ぐことができます)

さらに詳しく！ 担保物件の売却は、だれがどのような方法で行うの？

次のいずれかの方法があります。

- 相続人が担保物件(住宅および土地)を自ら任意売却する方法
- 債権が競売により売却する方法

6 ノンリコース型 ^{約99%} お客さまが選択!

ノンリコース型は、元金の返済を担保物件(住宅および土地)の売却のみで行う場合の取扱いです。担保物件(住宅および土地)の売却代金で返済した後に、債務が残ったときでも、相続人は残った債務を返済する必要がありません。



さらに詳しく！ 残債務以上の金額で売却できたらどうなるの？

金融機関と債権が回収すべき金額以上で売却できた場合は、相続人がお受け取りいただけます。

※1 相続人がいない場合は②を選択してください。
 ※2 2023年度のお申込条件に準拠する場合があります。

ポイント③ 記入・チェック項目を設定

「家族と相談をする」、「相続人を把握する」といった、事前にお客さま自身でご準備いただきたい事項については、記入欄やチェック項目を設けています。

<特別賞の受賞理由>

- 生活者の評価のうち、高齢者からの評価が非常に高く、高齢者が読みやすいデザインを実現している。
- 目次が目的ごとにグループ分けされており、情報へのアクセスが効率的である。
- 余白を活かしたレイアウトや端的なタイトルで、事前の準備にスムーズな理解を促す工夫がみられる。